

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(前略)

(超過勤務)

(超過勤務)

第九条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「超過勤務」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て区規則で定める場合に限り、超過勤務をすることを命ずることができる。

第九条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て区規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2| 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(中略)

(中略)

(三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務

(三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務

<p>の制限)</p> <p>第九条の三 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>超過勤務</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>(港区職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>2 港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。</p>	<p>の制限)</p> <p>第九条の三 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>第九条に規定する勤務</u>(以下「<u>超過勤務</u>」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第十五条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第九条第一項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(前略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第十五条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第九条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後略)</p>

1| この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(港区職員の給与に関する条例の一部改正)

2| 港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。